

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 7 月 6 日
【会社名】	株式会社メガネスーパー
【英訳名】	MEGANESUPER CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 星 崎 尚 彦
【本店の所在の場所】	神奈川県小田原市本町四丁目 2 番39号
【電話番号】	(0465) 24-3611 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 C F O 三 井 規 彰
【最寄りの連絡場所】	神奈川県小田原市本町四丁目 2 番39号
【電話番号】	(0465) 24-3611 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 C F O 三 井 規 彰
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成29年6月19日付で、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき提出いたしました、純粹持株会社である株式会社ビジョナリーホールディングスの設立に関する臨時報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

2 報告内容

(1) 本件株式移転の目的

株式移転計画書(写)

(本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

第3条

(乙の資本金及び準備金の額)

第4条

(本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て)

第5条

定 款

株式会社ビジョナリーホールディングス定款

第1章 総 則

(目的)

第2条

第2章の3 B 種 優 先 株 式

(B種優先株式の株式対価の取得請求権)

第10条の17

(ウ)

(b)

第2章の4 C 種 優 先 株 式

(C種優先株式の金銭対価の取得条項)

第10条の26

第2章の5 A 種 劣 後 株 式

(A種劣後株式の普通株式対価の取得請求権)

第10条の35

3 .

(ウ)

(b)

第2章の6 B 種 劣 後 株 式

(B種劣後株式の普通株式対価の取得請求権)

第10条の41

(ウ)

(b)

(別紙2) 甲第9回新株予約権の内容

新株予約権の名称 株式会社メガネスーパー第9回新株予約権

1. 新株予約権の総数

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

(別紙3) 乙第1回新株予約権の内容

新株予約権の名称 株式会社ビジョナリーホールディングス第1回新株予約権

1. 新株予約権の総数

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

12. 新株予約権の行使の効力発生時期等

(別紙4) 甲第11回新株予約権の内容

4. 新株予約権の内容

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

(別紙5) 乙第2回新株予約権の内容

4. 新株予約権の内容

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

(別紙6) 甲第12回新株予約権の内容

10. 行使価額の調整

(1)

14. 新株予約権の取得事由

(2)

20. 払込取扱場所

(別紙7) 乙第3回新株予約権の内容

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

(2)

6. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(2)

7. 行使価額の調整

(1)

17. 払込取扱場所

(別紙8) 甲第13回新株予約権の内容

3. 新株予約権の内容

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(別紙9) 乙第4回新株予約権

1. 新株予約権の総数

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

(別紙10) 甲第14回新株予約権の内容

(別紙11) 乙第5回新株予約権の内容

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

(訂正前)

2 報告内容

(1) 本件株式移転の目的

そのようななかで、当社グループが一層の企業価値向上を実現するためには、環境変化へのスピーディな対応が不可欠であり、機動的かつ柔軟な経営判断を可能とする体制のもと、ガバナンスの強化とともにグループ会社の採算性の明確化を図り、目の健康プラットフォームを通じた同業のロールアップ戦略、並びに技術革新を通じた新たな市場開拓の戦略的に展開していくことを目的とし、純粋持株会社体制へ移行することにいたしました。

(訂正後)

2 報告内容

(1) 本件株式移転の目的

そのようななかで、当社グループが一層の企業価値向上を実現するためには、環境変化へのスピーディな対応が不可欠であり、機動的かつ柔軟な経営判断を可能とする体制のもと、ガバナンスの強化とともにグループ会社の採算性の明確化を図り、目の健康プラットフォームを通じた同業のロールアップ戦略、並びに技術革新を通じた新たな市場開拓を戦略的に展開していくことを目的とし、純粋持株会社体制へ移行することにいたしました。

(訂正前)

株式移転計画書(写)

(本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

第3条 乙は、本株式移転に際して、乙の成立の日(第6条に定める日をいう。以下同じ。)の前日の甲の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の株主に対し、その所有する甲の普通株式・A種優先株式・B種優先株式・C種優先株式・A種劣後株式・B種劣後株式1株につき、それぞれ乙の普通株式・A種優先株式・B種優先株式・C種優先株式・A種劣後株式・B種劣後株式1株を、割当交付する。

(乙の資本金及び準備金の額)

第4条 乙の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、会社計算規則第52条の規定に従い甲が持株会社が別途適当に定める金額とする。乙の設立時における資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

(本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て)

第5条 乙は、本株式移転に際して、乙の成立の日の前日の甲の最終の新株予約権原簿に記載又は記録された、甲が発行している第9回新株予約権(その内容は、別紙2「甲第9回新株予約権の内容」に記載のとおり。以下「甲第9回新株予約権」という。)の新株予約権者に対して、その保有する甲第9回新株予約権に代わり、当該新株予約権者が保有する甲第9回新株予約権の合計数と同数の乙の第1回新株予約権(その内容は、別紙3「乙第1回新株予約権の内容」に記載のとおり。以下「乙第1回新株予約権」という。)を発行し、交付する。また、乙は、本株式移転に際して、乙の成立の日の前日の甲の最終の新株予約権原簿に記載又は記録された甲第9回新株予約権の新株予約権者に対し、甲第9回新株予約権1個につき、乙第1回新株予約権1個を割り当てる。

2 乙は、本株式移転に際して、乙の成立の日の前日の甲の最終の新株予約権原簿に記載又は記録された、甲が発行している第11回新株予約権(その内容は、別紙4「甲第11回新株予約権の内容」に記載のとおり。以下「甲第11回新株予約権」という。)の新株予約権者に対して、その保有する甲第11回新株予約権に代わり、当該新株予約権者が保有する甲第11回新株予約権の合計数と同数の乙の第2回新株予約権(その内容は、別紙5「乙第2回新株予約権の内容」に記載のとおり。以下「乙第2回新株予約権」という。)を発行し、交付する。また、乙は、本株式移転に際して、乙の成立の日の前日の甲の最終の新株予約権原簿に記載又は記録された甲第11回新株予約権の新株予約権者に対し、甲第11回新株予約権1個につき、乙第2回新株予約権1個を割り当てる。

3 乙は、本株式移転に際して、乙の成立の日の前日の甲の最終の新株予約権原簿に記載又は記録された、甲が発行している第12回新株予約権(その内容は、別紙6「甲第12回新株予約権の内容」に記載のとおり。以下「甲第12回新株予約権」という。)の新株予約権者に対して、その保有する甲第12回新株予約権に代わり、当該新株予約権者が保有する甲第12回新株予約権の合計数と同数の乙の第3回新株予約権(その内容は、別紙7「乙第3回新株予約権の内容」に記載のとおり。以下「乙第3回新株予約権」という。)を発行し、交付する。また、乙は、本株式移転に際して、乙の

成立の日の前日の甲の最終の新株予約権原簿に記載又は記録された甲第12回新株予約権の新株予約権者に対し、甲第12回新株予約権1個につき、乙第3回新株予約権1個を割り当てる。

4 乙は、本株式移転に際して、乙の成立の日の前日の甲の最終の新株予約権原簿に記載又は記録された、甲が発行している第13回新株予約権（その内容は、別紙8「甲第13回新株予約権の内容」に記載のとおり。以下「甲第13回新株予約権」という。）の新株予約権者に対して、その保有する甲第13回新株予約権に代わり、当該新株予約権者が保有する甲第13回新株予約権の合計数と同数の乙の第4回新株予約権（その内容は、別紙9「乙第4回新株予約権の内容」に記載のとおり。以下「乙第4回新株予約権」という。）を発行し、交付する。また、乙は、本株式移転に際して、乙の成立の日の前日の甲の最終の新株予約権原簿に記載又は記録された甲第13回新株予約権の新株予約権者に対し、甲第13回新株予約権1個につき、乙第4回新株予約権1個を割り当てる。

（訂正後）

株式移転計画書（写）

（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

第3条 乙は、本株式移転に際して、乙の成立の日（第6条に定める日をいう。以下同じ。）の前日の甲の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の株主に対し、その所有する甲の普通株式・A種優先株式・B種優先株式・C種優先株式・A種劣後株式・B種劣後株式1株につき、それぞれ乙の普通株式・A種優先株式・B種優先株式・C種優先株式・A種劣後株式・B種劣後株式1株を、割当交付する。

2 本計画の作成後、乙の成立の日の前日までに、甲のB種優先株式・A種劣後株式・B種劣後株式の取得比率が別紙1「株式会社ビジョナリーホールディングス 定款」の各規定に基づき調整された場合には、乙のB種優先株式・A種劣後株式・B種劣後株式の取得比率も、調整後の甲のB種優先株式・A種劣後株式・B種劣後株式の取得比率と同率に調整されるものとする。

（乙の資本金及び準備金の額）

第4条 乙の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、会社計算規則第52条の規定に従い甲が別途適当に定める金額とする。

第5条 乙は、本株式移転に際して、乙の成立の日の前日の甲の最終の新株予約権原簿に記載又は記録された、甲が発行している第9回新株予約権（その内容は、別紙2「甲第9回新株予約権の内容」に記載のとおり。以下「甲第9回新株予約権」という。）の新株予約権者に対して、その保有する甲第9回新株予約権に代わり、当該新株予約権者が保有する甲第9回新株予約権の合計数と同数の乙の第1回新株予約権（その内容は、別紙3「乙第1回新株予約権の内容」に記載のとおり。以下「乙第1回新株予約権」という。）を発行し、交付する。また、乙は、本株式移転に際して、乙の成立の日の前日の甲の最終の新株予約権原簿に記載又は記録された甲第9回新株予約権の新株予約権者に対し、甲第9回新株予約権1個につき、乙第1回新株予約権1個を割り当てる。

2 乙は、本株式移転に際して、乙の成立の日の前日の甲の最終の新株予約権原簿に記載又は記録された、甲が発行している第11回新株予約権（その内容は、別紙4「甲第11回新株予約権の内容」に記載のとおり。以下「甲第11回新株予約権」という。）の新株予約権者に対して、その保有する甲第11回新株予約権に代わり、当該新株予約権者が保有する甲第11回新株予約権の合計数と同数の乙の第2回新株予約権（その内容は、別紙5「乙第2回新株予約権の内容」に記載のとおり。以下「乙第2回新株予約権」という。）を発行し、交付する。また、乙は、本株式移転に際して、乙の成立の日の前日の甲の最終の新株予約権原簿に記載又は記録された甲第11回新株予約権の新株予約権者に対し、甲第11回新株予約権1個につき、乙第2回新株予約権1個を割り当てる。

3 乙は、本株式移転に際して、乙の成立の日の前日の甲の最終の新株予約権原簿に記載又は記録された、甲が発行している第12回新株予約権（その内容は、別紙6「甲第12回新株予約権の内容」に記載のとおり。以下「甲第12回新株予約権」という。）の新株予約権者に対して、その保有する甲第12回新株予約権に代わり、当該新株予約権者が保有する甲第12回新株予約権の合計数と同数の乙の第3回新株予約権（その内容は、別紙7「乙第3回新株予約権の内容」に記載のとおり。以下「乙第3回新株予約権」という。）を発行し、交付する。また、乙は、本株式移転に際して、乙の成立の日の前日の甲の最終の新株予約権原簿に記載又は記録された甲第12回新株予約権の新株予約権者に対し、甲第12回新株予約権1個につき、乙第3回新株予約権1個を割り当てる。

4 乙は、本株式移転に際して、乙の成立の日の前日の甲の最終の新株予約権原簿に記載又は記録された、甲が発行している第13回新株予約権（その内容は、別紙8「甲第13回新株予約権の内容」に記載のとおり。以下「甲第13回新株予約権」という。）の新株予約権者に対して、その保有する甲第13回新株予約権に代わり、当該新株予約権者が保有する甲第13回新株予約権の合計数と同数の乙の第4回新株予約権（その内容は、別紙9「乙第4回新株予約権の内容」に記載のとおり。以下「乙第4回新株予約権」という。）を発行し、交付する。また、乙は、本株式移転に際して、乙の成

立の日の前日の甲の最終の新株予約権原簿に記載又は記録された甲第13回新株予約権の新株予約権者に対し、甲第13回新株予約権1個につき、乙第4回新株予約権1個を割り当てる。

5 乙は、本株式移転に際して、乙の成立の日の前日の甲の最終の新株予約権原簿に記載又は記録された、甲が発行している第14回新株予約権（その内容は、別紙10「甲第14回新株予約権の内容」に記載のとおり。以下「甲第14回新株予約権」という。）の新株予約権者に対して、その保有する甲第14回新株予約権に代わり、当該新株予約権者が保有する甲第14回新株予約権の合計数と同数の乙の第5回新株予約権（その内容は、別紙11「乙第5回新株予約権の内容」に記載のとおり。以下「乙第5回新株予約権」という。）を発行し、交付する。また、乙は、本株式移転に際して、乙の成立の日の前日の甲の最終の新株予約権原簿に記載又は記録された甲第14回新株予約権の新株予約権に対し、甲第14回新株予約権1個につき、乙第5回新株予約権1個を割り当てる。

6 本計画の作成後、乙の成立の日の前日までに、別紙2、4及び6に記載された新株予約権の総数が減少した場合には、別紙3、5及び7に記載された新株予約権及び当該新株予約権の目的である株式の総数もそれに応じて調整されるものとする。

（訂正前）

定 款

株式会社ビジョナリーホールディングス定款

第1章 総 則

（目的）

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

（後略）

（訂正後）

定 款

株式会社ビジョナリーホールディングス定款

第1章 総 則

目的

第2条 当社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

（後略）

（訂正前）

第2章の3 B 種 優 先 株 式

（B種優先株式の株式対価の取得請求権）

第10条の17

（前略）

（ウ）

(b)取得比率調整式（B種優先株式）で使用する時価は、調整後の取得比率を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値（気配表示を含む。）のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）JASDAQ（スタンダード）市場における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 （後略）

（訂正後）

第2章の3 B 種 優 先 株 式

（B種優先株式の株式対価の取得請求権）

第10条の17

（前略）

（ウ）

(b)取得比率調整式（B種優先株式）で使用する時価は、調整後の取得比率を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値（気配表示を含む。）のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）JASDAQ市場（スタンダード）における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）

の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(後略)

(訂正前)

第2章の4 C 種 優 先 株 式

(C種優先株式の金銭対価の取得条項)

第10条の26

(前略)

償還価額算定式において使用する基準時価とは、当初、平成29年9月15日に先立つ5連続取引日(平成29年9月15日を含まず、東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当会社株式会社メガネスーパーの普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)のない日は取引日に含まれない。)(かかる期間を、以下「当初時価算定期間」という。)の東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における株式会社メガネスーパーの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。(かかる当初の基準時価を、以下「当初基準時価」という。)。なお、当初時価算定期間に、時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当会社普通株式又は処分する当会社の有する当会社普通株式を引き受ける者の募集、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合、当初基準時価は当会社取締役会が合理的に適切と判断する金額に調整される。

また、基準時価は、平成29年11月1日以降において、毎年3月の第3金曜日及び9月の第3金曜日(ただし、当該日が取引日でない場合にはその直前の取引日。以下「修正後基準時価決定日」という。)の翌日以降、修正後基準時価決定日まで(同日を含む。)の直近の5連続取引日(ただし、東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当会社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)のない日は取引日に含まれない。)(かかる期間を、以下「時価算定期間」という。)の東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に修正される(かかる修正後の基準時価を、以下「修正後基準時価」という。)。なお、時価算定期間に、時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当会社普通株式又は処分する当会社の有する当会社普通株式を引き受ける者の募集、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合、修正後基準時価は当会社取締役会が合理的に適切と判断する金額に調整される。

(後略)

(訂正後)

第2章の4 C 種 優 先 株 式

(C種優先株式の金銭対価の取得条項)

第10条の26

(前略)

償還価額算定式において使用する基準時価とは、当初、平成29年9月15日に先立つ5連続取引日(平成29年9月15日を含まず、東京証券取引所JASDAQ市場(スタンダード)における株式会社メガネスーパーの普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)のない日は取引日に含まれない。)(かかる期間を、以下「当初時価算定期間」という。)の東京証券取引所JASDAQ市場(スタンダード)における株式会社メガネスーパーの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。(かかる当初の基準時価を、以下「当初基準時価」という。)。なお、当初時価算定期間に、時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当会社普通株式又は処分する当会社の有する当会社普通株式を引き受ける者の募集、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合、当初基準時価は当会社取締役会が合理的に適切と判断する金額に調整される。

また、基準時価は、平成29年11月1日以降において、毎年3月の第3金曜日及び9月の第3金曜日(ただし、当該日が取引日でない場合にはその直前の取引日。以下「修正後基準時価決定日」という。)の翌日以降、修正後基準時価決定日まで(同日を含む。)の直近の5連続取引日(ただし、東京証券取引所JASDAQ市場(スタンダード)における当会社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)のない日は取引日に含まれない。)(かかる期間を、以下「時価算定期間」という。)の東京証券取引所JASDAQ市場(スタンダード)における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小

第2位を四捨五入する。)に修正される(かかる修正後の基準時価を、以下「修正後基準時価」という。)。なお、時価算定期間に、時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当会社普通株式又は処分する当会社の有する当会社普通株式を引き受ける者の募集、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合、修正後基準時価は当会社取締役会が合理的に適切と判断する金額に調整される。

(後略)

(訂正前)

第2章の5 A 種 劣 後 株 式

(A種劣後株式の普通株式対価の取得請求権)

第10条の35

(前略)

3.

(ウ)

(b)取得比率調整式(A種)で使用する時価は、調整後の取得比率を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値(気配表示を含む。)のない日数を除く。)の東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(後略)

(訂正後)

第2章の5 A 種 劣 後 株 式

(A種劣後株式の普通株式対価の取得請求権)

第10条の35

(前略)

3.

(ウ)

(b)取得比率調整式(A種)で使用する時価は、調整後の取得比率を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値(気配表示を含む。)のない日数を除く。)の東京証券取引所JASDAQ市場(スタンダード)における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(後略)

(訂正前)

第2章の6 B 種 劣 後 株 式

(B種劣後株式の普通株式対価の取得請求権)

第10条の41

(前略)

(ウ)

(b)取得比率調整式(B種)で使用する時価は、調整後の取得比率を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値(気配表示を含む。)のない日数を除く。)の東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(後略)

(訂正後)

第2章の6 B 種 劣 後 株 式

(B種劣後株式の普通株式対価の取得請求権)

第10条の41

(前略)

(ウ)

(b)取得比率調整式(B 種)で使用する時価は、調整後の取得比率を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値(気配表示を含む。)のない日数を除く。)の東京証券取引所 J A S D A Q 市場(スタンダード)における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

(後略)

(訂正前)

(別紙2) 甲第9回新株予約権の内容

新株予約権の名称 株式会社メガネスーパー第9回新株予約権

1 . 新株予約権の総数

32,490個

(中略)

3 . 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類および数は、当社普通株式3,249,000株とする。

ただし、下記 に従い新株予約権1個あたりの目的である株式の数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の数は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(後略)

(訂正後)

(別紙2) 甲第9回新株予約権の内容

新株予約権の名称 株式会社メガネスーパー第9回新株予約権

1 . 新株予約権の総数

35,640個

(中略)

3 . 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類および数は、当社普通株式3,564,000株とする。

ただし、下記 に従い新株予約権1個あたりの目的である株式の数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の数は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(後略)

(訂正前)

(別紙3) 乙第1回新株予約権の内容

新株予約権の名称 株式会社ビジョナリーホールディングス第1回新株予約権

1 . 新株予約権の総数

29,970個

(中略)

3 . 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類および数は、当社普通株式2,997,000株とする。

ただし、下記 に従い新株予約権1個あたりの目的である株式の数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の数は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(中略)

12 . 新株予約権の行使の効力発生時期等

(1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い新株予約権の目的である株式の株主となる。

(2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当、社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座に、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録するために必要な手続を行う。

(後略)

(訂正後)

(別紙3) 乙第1回新株予約権の内容

新株予約権の名称 株式会社ビジョナリーホールディングス第1回新株予約権

1. 新株予約権の総数

30,060個

(中略)

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類および数は、当社普通株式3,006,000株とする。

ただし、下記 に従い新株予約権1個あたりの目的である株式の数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の数は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(中略)

12. 新株予約権の行使の効力発生時期等

(1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い新株予約権の目的である株式の株主となる。

(2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座に、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録するために必要な手続を行う。

(後略)

(訂正前)

(別紙4) 甲第11回新株予約権の内容

4. 新株予約権の内容

(前略)

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルに基づき算出した金額を基準として、当社取締役会で定める額とする。なお、当該価額は、新株予約権の公正価額であり、会社法第246条第2項の規定に基づき、新株予約権の払込みに代えて、新株予約権の割当てを受けた者の当社に対する報酬債権と新株予約権の払込債務を相殺するものとする。

ブラック・ショールズ・モデルによる算定は、次式によるものとする。

- rt

$$C = S_0 \times N(d_1) - K e^{-rt} \times N(d_2)$$

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S_0}{K}\right) + (r - d + \frac{\sigma^2}{2}) \times t}{\sigma \sqrt{t}}$$

$$d_2 = d_1 - \sqrt{t}$$

(訂正後)

(別紙4) 甲第11回新株予約権の内容

4. 新株予約権の内容

(前略)

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルに基づき算出した金額を基準として、当社取締役会で定める額とする。なお、当該価額は、新株予約権の公正価額であり、会社法第246条第2項の規定に基づき、新株予約権の払込みに代えて、新株予約権の割当てを受けた者の当社に対する報酬債権と新株予約権の払込債務を相殺するものとする。

ブラック・ショールズ・モデルによる算定は、次式によるものとする。

- dt

- rt

$$C = S e^{-dt} \times N(d_1) - K e^{-rt} \times N(d_2)$$

$$d_1 = \frac{\ln \left(\frac{S_0}{K} \right) + \left(r - d + \frac{\sigma^2}{2} \right) \times t}{\sigma \sqrt{t}}$$

$$d_2 = d_1 - \sqrt{t}$$

(訂正前)

(別紙5) 乙第2回新株予約権の内容

4. 新株予約権の内容

(前略)

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

各新株予約権の払込金額は、割当交付日においてブラック・ショールズ・モデルに基づき算出した金額を基準として、当社取締役会で定める額とする。なお、当該価額は、新株予約権の公正価額であり、会社法第246条第2項の規定に基づき、新株予約権の払込みに代えて、新株予約権の割当てを受けた者の当社に対する報酬債権と新株予約権の払込債務を相殺するものとする。

ブラック・ショールズ・モデルによる算定は、次式によるものとする。

$$C = S_0 \times N(d_1) - K e^{-rt} \times N(d_2)$$
$$d_1 = \frac{\ln \left(\frac{S_0}{K} \right) + \left(r - d + \frac{\sigma^2}{2} \right) \times t}{\sigma \sqrt{t}}$$

$$d_2 = d_1 - \sqrt{t}$$

c : コールプレミアム

S₀ : 割引日の株価(原証券価格)

N(d) : 正規分布関数

K : 権利行使価格

e : 自然対数の底

r : 無リスクの利率(リスクフリーレート)

t : 予想残存期間(算定時点から権利行使期間の中間点までの期間)

ln : 自然対数

σ : 予想残存期間の株価変動性(ボラティリティ)

d : 予想配当率

(後略)

(訂正後)

(別紙5) 乙第2回新株予約権の内容

4. 新株予約権の内容

(前略)

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

(後略)

(訂正前)

(別紙6) 甲第12回新株予約権の内容

(前略)

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

(中略)

14. 新株予約権の取得事由

(前略)

- (2) いずれかの取引日において、東証における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して下限行使価額を下回った場合、もしくは本新株予約権の割当日より1年が経過した場合、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日において、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する

(中略)

20. 払込取扱場所

みずほ銀行株式会社 横浜駅前支店(又はその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店)

(後略)

(訂正後)

(別紙6) 甲第12回新株予約権の内容

(前略)

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(中略)

14. 新株予約権の取得事由14. 新株予約権の取得事由

(前略)

- (2) いずれかの取引日において、東証における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して下限行使価額を下回った場合、もしくは本新株予約権の割当日より1年が経過した場合、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日において、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。

(中略)

20. 払込取扱場所

みずほ銀行株式会社 横浜駅前支店

(後略)

(訂正前)

(別紙7) 乙第3回新株予約権

(前略)

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額(7項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第7項に定める行使価額調整式における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

調整後割当株式数 = (調整前割当株式数 × 調整前行使価額) ÷ 調整後行使価額

(中略)

6. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初95円とする。但し、行使価額は第10項の定めるところに従い調整されるものとする。

(後略)

7. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

(中略)

17. 払込取扱場所

みずほ銀行株式会社 横浜駅前支店(又はその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店)

(後略)

(訂正後)

(別紙7) 乙第3回新株予約権

(前略)

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

(2) 当社が第7項の規定に従って行使価額(第6項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第7項に定める行使価額調整式における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

調整後割当株式数 = (調整前割当株式数 × 調整前行使価額) ÷ 調整後行使価額

(中略)

6. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初95円とする。但し、行使価額は第7項の定めるところに従い調整されるものとする。

(後略)

7. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(中略)

17. 払込取扱場所

みずほ銀行株式会社 横浜駅前支店

(後略)

(訂正前)

(別紙8) 甲第13回新株予約権の内容

(前略)

3.

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることのできる株式1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、61円とする。ただし、行使価額は下記及びに定める調整に服するものとする。

(後略)

(訂正後)

(別紙8) 甲第13回新株予約権の内容

(前略)

3 .

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額 (以下、「行使価額」という。) に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日に先立つ45取引日目に始まる30取引日 (終値のない日を除く。) における上場金融商品取引所 (ただし、当社普通株式を上場する金融商品取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる取引所。) における当社普通株式の普通取引の終値 (気配表示を含む。以下同じ。) の平均値 (円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。) または割当日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (取引が成立しない場合はそれに先立つ直近取引日の終値) のうちいずれか高い方に1円を加えた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、行使価額は下記及び に定める調整に服するものとする。

(後略)

(訂正前)

(別紙9) 乙第4回新株予約権

1 . 新株予約権の総数

32,950個

上記総数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、交付する新株予約権の数が減少したときは、交付する新株予約権の数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(中略)

3 . 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類および数は、当社普通株式3,295,000株とする。

ただし、下記 に従い新株予約権1個あたりの目的である株式の数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の数は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(後略)

(訂正後)

(別紙9) 乙第4回新株予約権

1 . 新株予約権の総数

33,000個

上記総数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、交付する新株予約権の数が減少したときは、交付する新株予約権の数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(中略)

3 . 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類および数は、当社普通株式3,300,000株とする。

ただし、下記 に従い新株予約権1個あたりの目的である株式の数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の数は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(後略)

(訂正前)

記載なし

(訂正後) ((別紙9) 乙第4回新株予約権の後に追加)

(別紙10) 甲第14回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社メガネスーパー第14回新株予約権

2. 新株予約権の総数

28,000個

上記総数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の数が減少したときは、割り当てる新株予約権の数をもって発行する新株予約権の総数とする。

3. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役 2名 28,000個

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類および数は、当社普通株式2,800,000株とする。

ただし、下記 に従い新株予約権1個あたりの目的である株式の数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の数は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする。

ただし、下記 5. に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日（基準日を定めないときは、その効力発生日）の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項（ただし、剰余金の額を減少して、資本金又は準備金の額を増加することを含む。）に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、53円とする。

割当日後、当社が当社普通株式につき、次の（イ）または（ロ）に掲げる行為を行う場合には、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により調整する（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）。

（イ）株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{株式分割・株式併合の比率}} \times 1$$

調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日（基準日を定めないときは、その効力発生日）の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項（ただし、剰余金の額を減少して、資本金又は準備金の額を増加することを含む。）に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

（ロ）当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（無償割当ての場合も含む。）（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡および株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）

$$\text{既発行} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数}}$$

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{株式数}}{\text{既発行株式数+新規発行株式数}} \times \text{1株あたりの時価}$$

上記行使価額調整式において使用する「時価」は、次に定める価額とする。

調整後行使価額が適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）における上場金融商品取引所（ただし、当社普通株式を上場する金融商品取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる取引所）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）

上記行使価額調整式において「既発行株式数」とは、基準日がない場合は調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日、基準日がある場合は基準日における当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

調整後行使価額は、その払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、募集または無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

上記のほか、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

（３）新株予約権と引き換えに払い込む金銭

各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルに基づき算出した金額を基準として、当社取締役会で定める額とする。なお、当該価額は、新株予約権の公正価額であり、会社法第246条第2項の規定に基づき、新株予約権の払込みに代えて、新株予約権の割当てを受けた者の当社に対する報酬債権と新株予約権の払込債務を相殺するものとする。

ブラック・ショールズ・モデルによる算定は、次式によるものとする。

$$C = S_0 e^{-dt} \times N(d_1) - K e^{-rt} \times N(d_2)$$

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S_0}{K}\right) + \left(r - d + \frac{\sigma^2}{2}\right) \times t}{\sigma \sqrt{t}}$$

$$d_2 = d_1 - \sqrt{t}$$

c : コールプレミアム

S_0 : 割引日の株価（原証券価格）

$N(d)$: 正規分布関数

K : 権利行使価格

e : 自然対数の底

r : 無リスクの利子率（リスクフリーレート）

t : 予想残存期間（算定時点から権利行使期間の中間点までの期間）

$\ln$: 自然対数

σ : 予想残存期間の株価変動性（ボラティリティ）

d : 予想配当率

（４）新株予約権を行使することができる期間

2020年12月4日から2025年12月3日とする。

（５）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役または従業員たる地位を失ったときは、新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会の決議により当該地位の喪失につき正当な事由があると認められた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合はこの限りではない。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

5. 新株予約権を割り当てる日

2017年7月13日

6. 新株予約権の取得事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、または当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画について株主総会の承認がなされた場合（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議がなされた場合）、及び、新株予約権者が上記4.(7)による新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、その他理由の如何を問わず権利を行使することが出来なくなった場合、取締役会の決議によって別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができる。

割当日後、「眼鏡・補聴器革新株式会社」「投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズⅣ号・適格機関投資家間転売制限付除外少人数投資家向け」「AP Cayman Partners II, L.P.」「Japan Ireland Investment Partners」「フォーティーツー投資組合」（以下、「APファンド」と言う。）が、その保有する総株主の議決権の1%以上の当社株式を譲渡し、かつ、総株主の議決権の50.1%超を合計して保有する当社株主ではなくなった場合、取締役会の決議によって別途定める日（以下、「取得日」と言う。）に、当社は新株予約権の全部又は一部を、新株予約権1個あたり、その本源的価値に付与株式数を乗じた金額で取得することができる。なお、一部取得の場合は、所有新株予約権数に応じた按分比例の方法による。また、本源的価値とは、取得日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいう。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値から行使価額を引いた額に相当するものとし、但し、同終値が行使価額を下回る場合は0円とする。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の各号の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記7.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 4 . (4) に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 4 . (4) に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記 4 (5) に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記 4 . (7) に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事項

上記 6 . に準じて決定する。

8 . 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

9 . 新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10 . 新株予約権の行使請求および払込みの方法

(1) 新株予約権を行使する場合には、当社が指定した所定の様式の権利行使請求書等の必要書類を下記11. に定める新株予約権の行使請求受付場所に提出するものとする。

(2) 上記 (1) の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数及び付与株式数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて下記12 . に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

11 . 新株予約権の行使請求受付場所

神奈川県小田原市本町 4 - 2 - 39

株式会社メガネスーパー

12 . 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所

株式会社みずほ銀行横浜駅前支店 (又はその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店)

13 . 新株予約権の行使の効力発生時期等

(1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い新株予約権の目的である株式の株主となる。

(2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座に、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録するために必要な手続を行う。

14 . 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

15 . 発行要項の公示

当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

以上

(訂正前)

記載なし

(訂正後) ((別紙10)の後に追加) _____
(別紙11)乙第5回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社ビジョナリーホールディングス第5回新株予約権

2. 新株予約権の総数

28,000個

3. 新株予約権の交付の対象者及びその人数並びに交付する新株予約権の数

当社取締役 2名28,000個

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類および数は、当社普通株式2,800,000株とする。

ただし、下記 に従い新株予約権1個あたりの目的である株式の数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の数は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、100株とする。

ただし、下記 5. に定める新株予約権を交付する日(以下、「交付日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めないときは、その効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項(ただし、剰余金の額を減少して、資本金又は準備金の額を増加することを含む。)に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

また、上記の他、交付日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、53円とする。

交付日後、当社が当社普通株式につき、次の(イ)または(ロ)に掲げる行為を行う場合には、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)により調整する(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)。

(イ) 株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{株式分割・株式併合の比率}} \times 1$$

調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めないときは、その効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項(ただし、剰余金の額を減少して、資本金又は準備金の額を増加することを含む。)に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

(ロ) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(無償割当ての場合も含む。)(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡および株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)

$$\text{既発行} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数}}$$

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{株式数}}{\text{既発行株式数+新規発行株式数}} \times \text{1株あたりの時価}$$

上記行使価額調整式において使用する「時価」は、次に定める価額とする。

調整後行使価額が適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）における上場金融商品取引所（ただし、当社普通株式を上場する金融商品取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる取引所）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）

上記行使価額調整式において「既発行株式数」とは、基準日がない場合は調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日、基準日がある場合は基準日における当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

調整後行使価額は、その払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、募集または無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

上記のほか、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

（３）新株予約権と引き換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

（４）新株予約権を行使することができる期間

2020年12月4日から2025年12月3日とする。

（５）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備

金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（６）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（７）新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役または従業員たる地位を失ったときは、新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会の決議により当該地位の喪失につき正当な事由があると認められた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合はこの限りではない。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

５．新株予約権を交付する日

2017年11月1日

６．新株予約権の取得事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、または当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画について株主総会の承認がなされた場合（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議がなされた場合）、及び、新株予約権者が上記４．（７）による新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、その他理由の如何を問わず権利を行使することが出来なくなった場合、取締役会の決議によって別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができる。

交付日後、「眼鏡・補聴器革新株式会社」「投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズⅣ号・適格機関投資家間転売制限付分除外少人数投資家向け」「AP Cayman Partners II, L.P.」「Japan Ireland Investment

Partners」「フォーティーツー投資組合」（以下、「APファンド」と言う。）が、その保有する総株主の議決権の1%以上の当社株式を譲渡し、かつ、総株主の議決権の50.1%超を合計して保有する当社株主ではなくなった場合、取締役会の決議によって別途定める日（以下、「取得日」と言う。）に、当社は新株予約権の全部又は一部を、新株予約権1個あたり、その本源的価値に付与株式数を乗じた金額で取得することができる。なお、一部取得の場合は、所有新株予約権数に応じた按分比例の方法による。また、本源的価値とは、取得日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいう。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値から行使価額を引いた額に相当するものとし、但し、同終値が行使価額を下回る場合は0円とする。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の各号の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記４．（１）に準じて決定する。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記４．（２）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記７．（３）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

上記４．（４）に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記４．（４）に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

（６）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記４．（５）に準じて決定する。

（７）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

（８）その他新株予約権の行使の条件

上記４．（７）に準じて決定する。

（９）新株予約権の取得事項

上記６．に準じて決定する。

8. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

9. 新株予約権を行使した際に生ずる１株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. 新株予約権の行使請求および払込みの方法

（１）新株予約権を行使する場合には、当社が指定した所定の様式の権利行使請求書等の必要書類を下記１１．に定める新株予約権の行使請求受付場所に提出するものとする。

（２）上記（１）の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数及び付与株式数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて下記12．に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

11. 新株予約権の行使請求受付場所

東京都港区芝浦四丁目17番3号 芝浦NAビル3階

株式会社ビジョナリーホールディングス

12. 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所

みずほ銀行横浜駅前支店（又はその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店）

13. 新株予約権の行使の効力発生時期等

（１）新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い新株予約権の目的である株式の株主となる。

（２）当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座に、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録するために必要な手続を行う。

14. 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

15. 発行要項の公示

当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

以上